

議案第 8 号

大和田排水樋管建設工事委託契約について

市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区における大和田排水樋管建設工事委託契約について、次のとおり締結したいので、市議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

記

- 1 件 名 大和田排水樋管建設工事委託
- 2 施工場所 市川市大和田地先
- 3 契約金額 636,251,000円
- 4 契約方法 随意契約
- 5 契約相手方 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省関東地方整備局
契約担当官 関東地方整備局長 深澤 淳志
- 6 契約概要 市川市江戸川左岸流域関連公共下水道市川南排水区内の雨水を江戸川へ排出する樋管の建設工事に関しては、江戸川左岸堤防の大規模掘削を伴うものであり、洪水時における災害誘発防止の観点から河川管理者が行うものと河川法で定められているため、国土交通省関東地方整備局に同工事を委託するもの。

理 由

既定予算に基づく大和田排水樋管建設工事委託について、国土交通省関東地方整備局との間に大和田排水樋管建設工事委託契約を締結したいので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

受託契約書（案）

1. 名 称 大和田排水樋管建設工事
2. 種 類 樋管新設工事 一式
3. 金 額 ￥636,251,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥47,129,703円
4. 施 工 地 千葉県市川市大和田地先
5. 実施期間 契約の締結日から平成28年3月31日
6. 経費の年度区分

年度	平成26年度	平成27年度	合計
金額	190,875,000	445,376,000	636,251,000

頭書の受託契約について受託者 契約担当官 関東地方整備局長 深澤 淳志 を甲とし、委託者 市川市長 大久保 博 を乙として、次の条項により受託契約を締結する。

（総 則）

第1条 この契約の対象となる受託事務（以下「受託事務」という。）は、別紙実施計画書及び図面のとおりとし、乙は、受託事務の施行を甲に委託する。

（作業日程表及び資金計画表）

第2条 甲は、この契約を締結したときは、直ちに、作業日程表及び資金計画表を作成して、乙に提出するものとする。これらを変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の指示を受けた場合においては、この作業の進捗に支障のないように、諸般の準備をするものとする。

（経費の負担範囲）

第3条 乙は、甲が受託事務を実施するために必要な次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- 一 受託事務に直接に要する経費（工事費、調査費、測量設計費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費（次号に掲げるものを除く。） 附帯工事費並びに庁費（第六号に掲げるものを除く。）とする。

- 二 国土交通省の保管に係わる船舶及び機械等の使用料。
- 三 直接人件費（受託事務に直接従事する職員の職員俸給とする。）
- 四 旅費（職員旅費及び日額旅費とする。）
- 五 間接人件費（受託事務に直接従事する職員の扶養手当、調整手当、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当、公務災害補償費及び国家公務員等共済組合員負担金並びに受託事務に間接的に従事する職員の人件費とする。）
- 六 間接庁費（諸謝金、庁費、用地処理事務費及び工事雑費とする。）
- 七 消費税に相当する額
- 八 その他受託事務の処理に伴い必要を生じた経費

（経費の負担方法）

第4条 前条各号に掲げる経費の各費目の解釈及び積算方法は、国土交通省において定めた事務処理の例による。

（経費の納入）

第5条 乙は、第3条の経費については、甲の歳入徴収官関東地方整備局総務部長の発行する納入告知書により、国庫に納入するものとする。

- 2 乙は、前項の納入告知書に定めた期間内に納入しないときは納入期限の翌日から納付の日までの日数につき、年5.00パーセントの割りで計算した額の延滞金を支払うものとする。

（増加経費の負担）

第6条 次の各号に掲げる場合には、乙が当該各号に規定する経費を負担する。

- 一 物価又は賃金の変動により不足が生じた場合、当該不足する額
- 二 計画及び設計変更等により経費に不足を生じた場合、当該不足する額
- 三 受託事務に関し損害が発生した場合（国の職員の故意又は重大な過失により損害が発生した場合を除く。）当該損害の賠償額
- 四 天災その他不可抗力によって損害を生じた場合、当該損害額

（経費の経理及び精算）

第7条 甲は、経理事務の処理については、国の会計法令により処理し、この契約期間終了後、速やかに、この経理に係る精算書を乙に送付するものとする。

- 2 甲は、精算の結果、受託金額に残額を生じたときは、乙に返還する

ものとする。

(不動産、資器材及び労務者に関する事項)

第8条 乙は、乙が提供する不動産、資器材材料及び労務者がある場合は、契約締結後、直ちに、諸般の準備をするものとする。

(契約の変更)

第9条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(残存物件の処理)

第10条 甲は、この受託事務により生じた残存物件等がある場合には調書を添えて、乙に引き渡すものとする。

(請負契約等)

第11条 この受託事務を実施するために必要な請負契約、資器材の購入契約その他の第三者との契約は、甲が締結する。

2 前項の契約に基づいて徴収した遅延利息又は違約金等がある場合には、当該金額を精算の対象にするものとする。

(完了報告)

第12条 甲は、受託事務が完了したときは、受託事務完了報告書に工事の場合にあっては、竣工調書を添えて、乙に提出するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 乙が経費を負担しないとき。
- 二 乙の行為が受託事務の進捗に支障をきたしたとき。
- 三 受託事務の処理が、本来の事業を遂行するのに重大な支障をきたすに至ったとき。

(その他)

第14条 この受託事務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合の損害補償の事務は、乙が行うものとする。

第15条 この契約の内容に疑義が生じた場合又はこの契約に規定されていない事項若しくはこの契約によることができない事由が発生した場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第16条 この契約の有効期間は、契約締結の日から精算完了の日までとする。

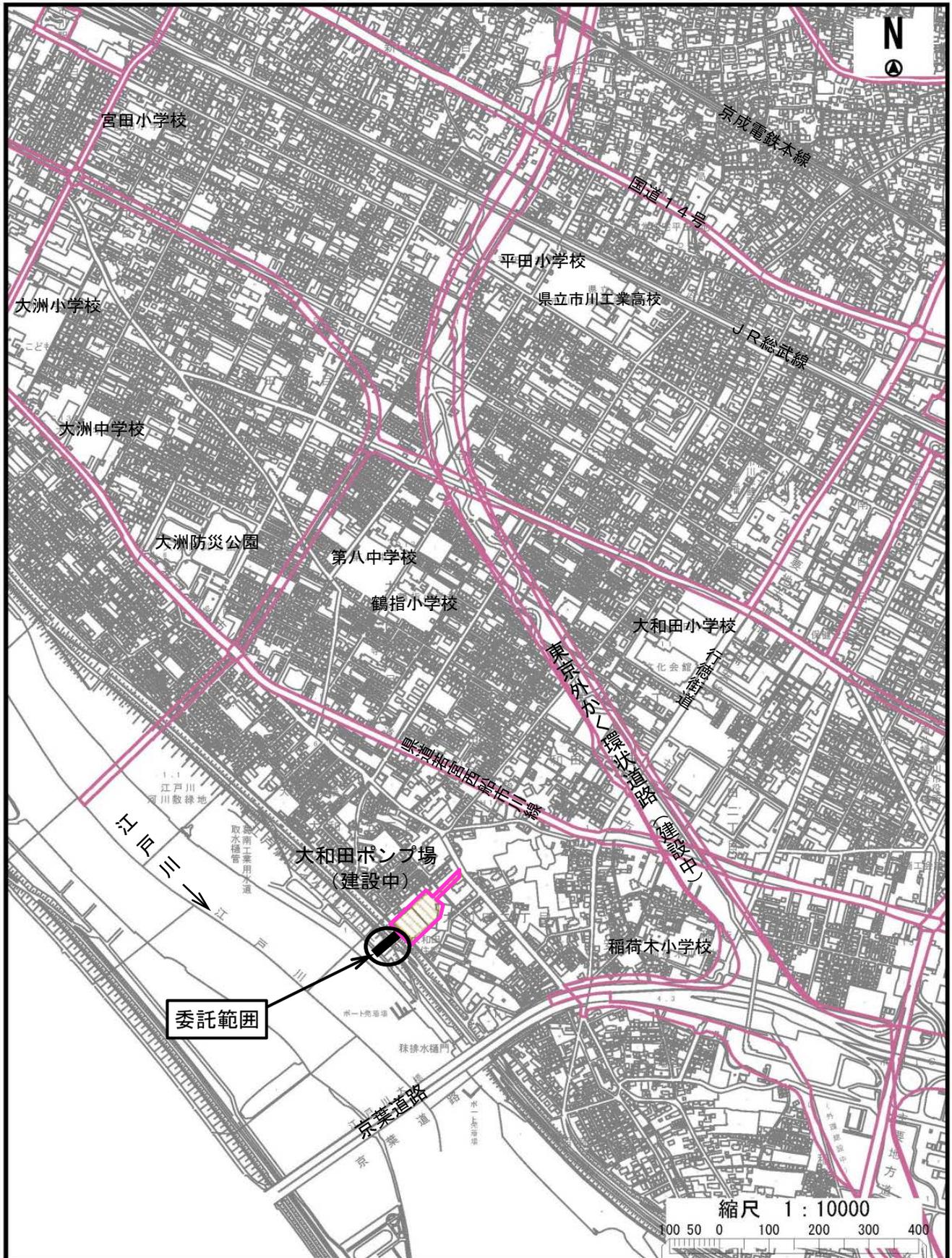
この契約の証として、本書2通を作成して甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

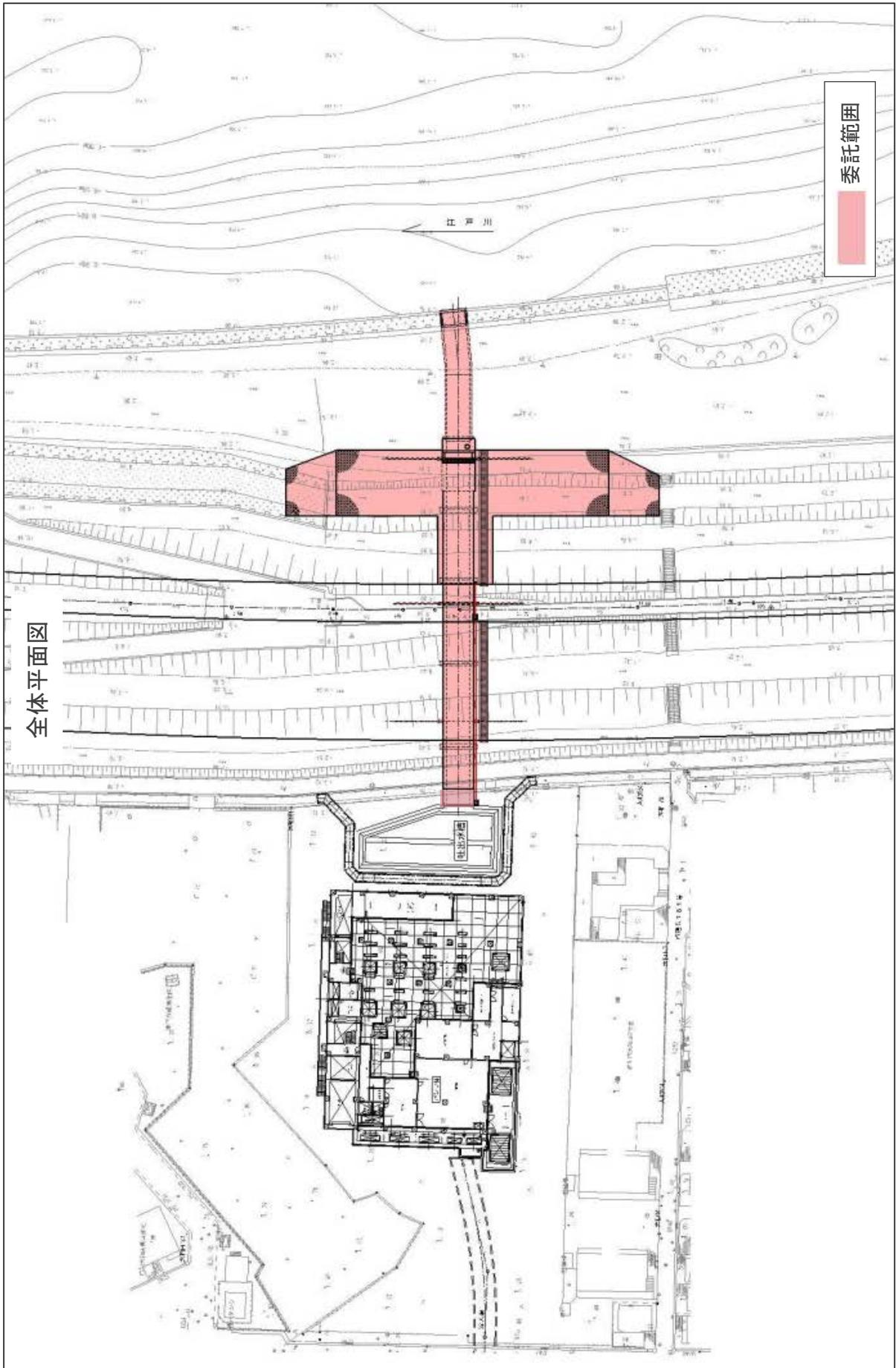
平成26年 月 日

甲 住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏 名 契 約 担 当 官
関 東 地 方 整 備 局 長
深 澤 淳 志

乙 住 所 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
氏 名 市 川 市 長
大 久 保 博

案内図





議案第 8 号の参考図 3

